

申請に対する処分

処分名	へき地児童生徒援助費の支給
根拠法令	へき地教育振興法第5条の2第1項及び鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則第2条別表1及びへき地における食に関する支援事業実施要綱
所管課	教育委員会 総務課

1 審査基準

申請を行うことができる者

次に掲げる学校に通学する児童生徒

ア 奄美市の小中学校中知根小学校，小湊小学校，大川小中学校，芦花部

小中学校及び崎原小中学校

イ 笠利町内の全小中学校

ウ 住用町内の全小中学校

申請の方法

学校ごとに年間の給食実施計画や修学旅行の計画によって申請する。

許認可（支給）の要件

上記アイウの学校の申請により支給する。

ア 給食費については，パン・牛乳・炊飯代を補助し温食（おかず）代のみの支払いとする。

イ 修学旅行については，それぞれ年1回参加する修学旅行に要する経費のうち交通費，宿泊費，見学料，及び旅行傷害保険料並びに均一に負担するその他の経費を支給する。

2 標準処理時間

14日